



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会社名 三井住友建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 新井 英雄  
(コード番号 1 8 2 1 東証第一部)  
問合せ先 企画部長 近藤 重敏  
(TEL 03-4582-3000)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ  
(会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、平成 30 年 5 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	2,600,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.60 %)
(3) 株式の取得価額の総額	1,500,000,000 円 (上限)
(4) 取得期間	平成 30 年 5 月 15 日～平成 30 年 9 月 28 日

(参考) 平成 30 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	162,541,720 株
自己株式数	131,601 株

以上